

令和元年第2回北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況 (環境生活部)

開催年月日 令和元年7月8日(月)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 環境生活部長 築地原 康 志
 気候変動対策担当局長 阿部 浩 淳
 気候変動対策課長 北村 浩 樹
 民間連携担当課長 岩下 和 裕

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|--|
| <p>二 地球温暖化対策について (一) 異常気象に対する警告の受け止めについて 2018年は世界中で異常気象が頻発しました。気象庁は「平成30年7月豪雨」について「地球温暖化に伴う気温の上昇と水蒸気量の増加の影響」としております。 また、気候変動政府間パネル、IPCCの第5次評価報告書の主執筆者である国立環境研究所の江守正多(えもり・せいた)氏は、「温暖化が進むかぎり、豪雨の起きる可能性はこれからも上がり続ける」と警告しています。 気象庁の報告、江守氏の警告についてどのように受け止めますか、伺います。</p> <p>(二) 温室効果ガスの削減目標について 2010年度策定の本道の「温暖化対策推進計画」では、2020年度に1990年度の温室効果ガスの排出量6,366万トンから738万トンの削減を見込むとし、2014年度には「国の新たな政策等による削減量の追加」を踏まえたものを、削減目標としてきました。結局、削減目標は、CO2換算で何トンなのか。その削減目標はどうか、公表され、道民や企業の共通認識となっているのか伺います。</p> <p>公表しているとおっしゃいましたが、私は道民・企業等の理解が進んで共通認識になっているとはなかなか思いたいと思います。ホームページ内で検索してもなかなかそこは見当たらないと。そんなことになっています。道の目標に対する私はやる気がどの程度なのかというのはこういうところに現れるのではないかと考えております。</p> <p>(三) 温室効果ガスの排出量とその評価について 計画策定時における1990年度の温室効果ガス排出量は、6,366万トンでしたけれども、2007年度の排出量は7,242万トンと13.8%増加させて、森林吸収量を差し引いても、23万トン増加させています。 最新の温室効果ガス排出量とその評価について伺います。</p> | <p>(気候変動対策担当局長) 気候変動の影響についてでございますが、国連の「気候変動に関する政府間パネル」、いわゆるIPCCが平成26年11月に公表いたしました第5次評価報告書では、温室効果ガスの削減を進めても、将来、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなるとされており、また、気象庁の報告におきましても、道内では、既に、気温の上昇や大雨の頻度の増加などが現れ、将来にわたる平均気温の上昇や年降水量の増加が予測されているところでございます。 近年、本道におきましては、平成28年8月の相次ぐ台風の上陸・接近や平成30年7月豪雨など、これまで経験したことのない気象現象により、道民生活や、道路や河川などの社会インフラ、農林水産業をはじめとする産業に大きな影響を生じるなど、気候変動との関連性は無視できないものとなっており、道といたしましても、地球温暖化対策を一層推進する必要があると認識しているところでございます。</p> <p>(気候変動対策課長) 温室効果ガスの削減目標についてであります。道では、平成25年11月に、国が新たな削減目標を示したことなどを踏まえまして、平成26年12月に、北海道地球温暖化対策推進計画の削減目標を改定したところであり、2020年度において、1990年度を基準として7%、CO2換算で975万トン削減することとしたところでございます。 改定した目標につきましては、道民や事業者など各主体が取組を進める共通の目標とするため、道のホームページで速やかに公表するとともに、市町村や関係団体などに通知しましたほか、毎年度、施策の進捗状況や温室効果ガスの削減量などについても公表しております。</p> <p>(気候変動対策課長) 温室効果ガスの排出量などについてであります。本道における温室効果ガス排出量は、2015年度で6,984万トンであり、基準年である1990年度と比べ6.1%の増加、前年度と比べ0.9%の減少となっているところであります。 基準年からの増加については、家庭や事務所などの民生部門における電力使用量が増加したこと、また、前年度からの減少については、発電事業などのエネルギー転換部門でエネルギー使用量が減少したことなどが考えられます。 毎年度の温室効果ガス排出量については、北海道環境審議会の評価を受け、その結果を公表しているところであり、昨年度は、近年、排出量は減少傾向にあるが、基準年と比べると増加していることから、削減目標の達成に向け、引き続き、推進計画の重点施策を中心とした取組を推進して</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---|
| <p>基準年1990年よりも排出量を増加させているというのは由々しき事態であると思えますけれども、私は取組でエコドライブというのは悪くはないんですけど、取組の規模が違うのではないのかというふうに感じています。取組強化の必要性を指摘します。</p> <p>(四) 1.5℃特別報告書について 2018年10月、気候変動政府間パネル（IPCC）が「1.5℃特別報告書」を発表し、2030年度までにCO2排出量を2010年比で約45%減少させることなどが指摘されております。 この実践には、今までの延長線上ではない、新たな水準の取組が必要ですが、どう強化を図るのか伺います。</p> <p>(五) 本道における脱化石燃料の取組について 2015年、パリ協定が合意されて以来、世界で脱化石燃料の動きが急速に進んでいます。脱石炭火力やガソリン車・ディーゼル車の販売禁止などが進められてきました。 これらを実行するには、利潤を追求する経済界や大企業に対して、はっきりと温暖化対策を求めることができるのかどうかということが問われると思います。 私は、石炭火力発電所の廃止や、ガソリン車・ディーゼル車の販売について規制を求めることが重要と認識していますけれども、本道の取組姿勢が問われていますので、お示し願いたいと思います。</p> <p>またエコドライブということですけども、アクセルの踏み方を緩くしなさいということですよ。私は取組の規模の圧倒的強化が求められると思います。</p> <p>(六) 新たな脱化石燃料の取組としてのダイベストメント（投資撤退）等について ネガティブ・スクリーニングと呼ばれる特定の業界の株式や債券を投資対象から除外する投資手法があり、武器、たばこ、原発、ギャンブル、化石燃料などが除外対象とされてきましたが、既に保有している石炭・石油・ガス関連の株を売却することなどに力点を置くダイベストメント（投資撤退）が新たな動きとして、世界中に広がっています。 既に同意した企業が1,000社に及ぶとされています。世界的には150の自治体がダイベストメントを公約しているようです。 一方、脱炭素に向けた設備投資を積極的に評価するESG（社会的責任投資）も広がりつつあるようです。 本道でもこのような、世界的な動きを十分研究し、道自身の取組として、また、金融など民間の動きを促進す</p> | <p>いく必要があること、エコドライブなど取組が進んでいない項目について、新たな施策を検討するなどして削減に取り組む必要があることなどのご意見をいただいているところでございます。</p> <p>(気候変動対策担当局長) 排出削減の取組についてでございますが、平成27年12月に採択されたパリ協定におきましては、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満とするとともに、1.5℃未満に抑えるよう努力することを掲げたところでございます。 これを受け、国におきましては、本年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定し、再生可能エネルギーの主力電源化やCO2フリー水素の活用、カーボンニュートラルな地域づくりなどに取り組むこととしております。 道といたしましては、国の長期戦略などを踏まえ、高いポテンシャルを有する本道の再生可能エネルギーや豊かな森林資源などを活かし、地域の特性に応じ、地域資源を活用した自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」の取組を促進するなどして、温室効果ガスのより一層の排出削減に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(気候変動対策課長) 道の温暖化対策の取組についてであります。積雪寒冷・広域分散型の本道におきましては、暖房や自動車の利用により、特に家庭部門や運輸部門における温室効果ガス排出の割合が全国よりも高い状況にある一方で、森林など豊かな自然環境や多様な再生可能エネルギーが豊富にあるところでございます。 そのため、道では、再生可能エネルギーの導入促進や、家庭部門を中心とした省エネ・節電の定着、運輸部門における燃料電池自動車などの次世代型自動車の導入促進やエコドライブの普及などについて、市町村や関係機関・団体などと連携して推進してきているところでありまして、引き続き、本道の特性を踏まえた効果的な対策を進めていく考えでございます。</p> <p>(気候変動対策課長) 企業等における温暖化対策の取組についてであります。近年、国内外において、環境・社会・企業統治を重視する「ESG投資」など、企業の環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大しており、このような動きにより、再エネ導入拡大に向けた設備投資や新たな技術開発などのイノベーションが進むことが期待されているところでございます。 国では、ESG投資など環境改善効果のある投資に限った資金調達、いわゆるグリーンファイナンスの拡大に向けて、金融関係者や有識者などで構成する懇談会からの提言を受け、企業の効果的な情報開示や、産業と金融の対話の促進などの施策を進めており、道としては、こうした動きを注視するとともに、関心がある企業等に対する情報提供や国の事業の活用に向けた助言を行ってまいりたいと考えております。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---|
| <p>るなど、新たな取組へと踏み出すことは非常に意義深いと考えますがいかがですか。お考えを伺います。</p> <p>(七) 環境配慮を重点化した入札方法の提案について 本道が化石燃料を供給する企業の株式を直接保有していても、そういう企業の経済活動に関わって、脱化石燃料化を働きかけていく方法があります。 ISO14001などの取組が、道の総合評価落札方式の入札における評価項目の一つとなっていますが、それが得点として落札にどれほど影響するかというと、私は甚だ疑問を感じるところであります。 環境生活部として、入札の際の環境配慮の点数の影響について、いかほどと評価されていますか。高得点化することで、環境への配慮を高めることが可能になるはずであります。往々にして、発注部局は、安くて高品質を求める、環境配慮は後景に追いやられるということを懸念しますが、高得点化することを関係部に提案することが重要と考えますが如何ですか。</p> <p>(八) 今後の取組について 温暖化対策は、世界を上げて取り組むべき課題であり、国も地方自治体もそれぞれが力を傾ける課題ですけれども、本気で取り組んでいなくても、その地域だけに異常気象が起こるということではないだけに、行政としても誠実さや、住民の将来を守る責任感が問われる課題だと認識しております。 残念ながら、日本は、パリ協定を受けた世界の動きについていけないというのが実態だと思います。 現在までの取組を厳しく総括し、今後の決意を改めて表明していただきたいと存じます。</p> <p>私は、国の取組姿勢が世界の流れに大幅な遅れをとっているということが大きな問題だと認識しています。道としては、国の流れに沿うというだけではなくて、それに先行するような取組をぜひ行っていただきたいということを求めて質問を終わります。</p> | <p>(民間連携担当課長) 入札における環境配慮についてでございますが、道では、公共工事の品質を確保するため、価格に加えまして、価格以外の要素を含めて総合的に評価し契約者を決定する「総合評価落札方式」を導入しております。 この方式による評価基準といたしましては、企業の技術的能力、安全対策、地域貢献度などとなっております。この中で、ISO14001や北海道グリーンBiz認定制度への登録状況など、事業者の環境への配慮が評価されておりまして、建設業を中心に多くの事業者がグリーンBiz認定の登録等を行っております。 また、物品調達におきましては、道の認定リサイクル製品などを優先的に使用することとしておりまして、その導入拡大を通じまして、公共工事や物品調達における事業者の環境配慮の取組を促進しております。</p> <p>(環境生活部長) 今後の道の地球温暖化対策についてでございますが、道では、これまで、省エネキャンペーンの展開や、市町村等への再生可能エネルギー設備の導入支援、二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全の推進などを中心に、ソフト・ハードの両面から温暖化対策を推進してきております。 一方、近年、頻発する台風の上陸や集中豪雨により、道民生活や産業、自然生態系など幅広い分野に影響が及ぶことが懸念されており、被害を回避・軽減する「適応」の取組を進めることも必要と認識をいたしております。 道としては、本道の恵まれた自然環境や豊富な再生可能エネルギーなどのポテンシャルを最大限活かしながら、低炭素な地域づくりを推進する「緩和策」と、気候変動の影響への備えを着実に進める「適応策」を両輪として地球温暖化対策に取り組んでまいります。</p> |